

○総務省令第六十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項の規定に基づき、電気通信番号規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二日

総務大臣 川端 達夫

電気通信番号規則の一部を改正する省令

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備（注1）」を「直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。5の項要件欄8を除き、以下同じ。）の網を介して第一種指定電気通信設備（法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備をいい、アナログ信号伝送用の電気通信回線設備に限る。以下同じ。）」に改め、同表の二の項中「法第33条第2項に規定する」を「直接又は他の電気通信事業者の網を介して」に改め、同表の三の項中「（注2）」を「（注1）」に改め、同表の五の項中「（注3）」を「（注2）」に、 「（注4）」を「（注3）」に、 「法第33条第2項に規定する」を「直接又は他の電



法第33条第2項に規定する」を「直接又は他の電気通信事業者の網を介して」に改め、同表中注1を削り、注2を注1とし、注3から注5までを一ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。